

1 SWOT分析

SWOT分析の考え方

「II 現況分析」や「III、IV、V 各種調査」を踏まえ、SWOT分析を行いました。

SWOT分析とは、強み・弱み・機会・脅威の4つの領域に整理し、それぞれの要素がプロジェクトにどのように影響を与えるかを視覚的に示すものです。この分析を踏まえ、本市および検討ゾーンの強みを最大限に活かし、弱みを補強するとともに、機会をつかみ、脅威に対処する取り組みの推進を図るための方針を定めます。



SWOT分析

Strength [強み]

- ✓ リニア山梨県駅との近接性
- ✓ 都市圏および県内都市へのアクセス性に恵まれた立地
- ✓ 高速道路ICへの高い利便性
- ✓ 将来的な道路整備（新山梨環状道路、シルクラインなど）による交通環境の充実
- ✓ 太陽光発電で有利になる長い日照時間
- ✓ 農産物栽培に適した気候
- ✓ 豊かな自然環境と特色のある農産物などの観光資源
- ✓ 増加傾向を維持する人口・世帯数
- ✓ 全国および県平均以下の高齢化率
- ✓ 山梨大学医学部附属病院の立地と高い医療・教育環境
- ✓ 山梨ビジネスパークや国母工業団地などの県内有数の産業集積地としての展開
- ✓ 県や近隣自治体が進める最先端技術（水素産業など）への投資
- ✓ 自然環境を含めた子育てしやすい環境
- ✓ 首都圏に比べて廉価な不動産
- ✓ 既存建物が少ない大規模な用地
- ✓ 県内企業を中心とした産業集積のニーズ

Weakness [弱み]

- ✓ 企業ニーズに対する産業用地の不足
- ✓ 産業分野の工業系事業所数と従業員数の減少傾向
- ✓ 商業などの都市機能の不足によるにぎわいの低下
- ✓ 都市計画法や農業振興地域の整備に関する法律による土地利用規制（開発行為の制限）
- ✓ 経営耕作面積と農家数の減少
- ✓ 河川浸水や液状化の危険性
- ✓ 観光資源のPR力やブランド力
- ✓ リニア開業による県外企業の立地ニーズの不確定な動向
- ✓ インフラ整備に要する財源の確保

Opportunity [機会]

- ✓ リニア山梨県駅の開業
- ✓ 首都圏へのアクセス時間の大幅な短縮に伴う、インバウンドなどの観光客や来訪者の増加
- ✓ アフターコロナ禍における働き方や暮らしの多様化（二拠点居住など）
- ✓ リニア開業により期待される最先端技術の発展と山梨県が掲げるテストベッド誘致への加速
- ✓ 首都圏の「災害バックアップ機能」の重要性とBCP対策への注目の高まり
- ✓ 自然環境の再評価による首都圏郊外地のニーズの拡大
- ✓ 民間投資における環境配慮、ESG投資の広がり
- ✓ リニア中間駅での取り組みの波及
- ✓ 高付加価値な農産物の海外輸出ニーズの高まりと関連施設の需要増加
- ✓ 次世代モビリティの発展
- ✓ リニア開業を見据えた公共主導によるまちづくりの推進
- ✓ 県内企業において、新たな投資先の候補地となり得る潜在性

Threat [脅威]

- ✓ 生産年齢人口の減少と高齢化率の上昇
- ✓ 近隣自治体との都市間競争によるリニア山梨県駅開業の効果の機会損失
- ✓ リニア山梨県駅から発生する二次交通による交通トラブル（市内の交通渋滞、事故など）
- ✓ 水害や地震などの災害の発生
- ✓ 営農の後継者不足による耕作放棄地の増加
- ✓ ストロ-現象への懸念
- ✓ 無秩序な土地利用による自然環境の破壊

重視するポイント [強み×機会] = 重点事項

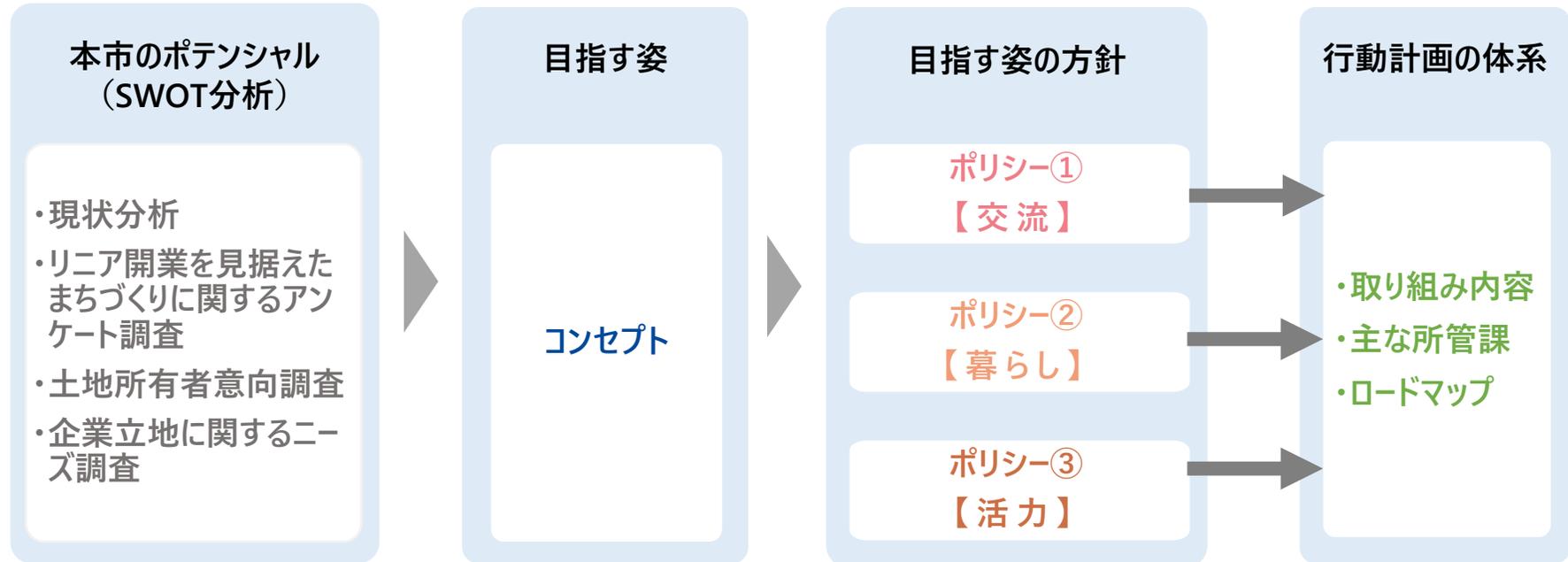
SWOT分析の結果を踏まえて、特に重視するポイント「強み×機会」を重点事項として分野別に整理しました。なお、以下の重点事項に限らず、官民連携の取り組みとして、民間事業者から幅広い提案を受け、行政（県や市など）が行うもの、民間事業者が行うものを整理しながら、官民連携の可能性について検討していきます。

分野	重視するポイント [強み×機会] = 重点事項
交通	<ul style="list-style-type: none"> ・ リニア開業効果の波及を後押しする交通環境の更なる充実（検討ゾーン内の道路整備、新山梨環状道路、シルクラインの延伸など） ・ リニア開業を見据えた次世代モビリティの導入検討など、多様な交通手段の確保
基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業集積地としての展開など、計画的な市街地整備の推進 ・ 高まる開発圧力を適正に誘導するため、公共主導によるまちづくりの推進（土地利用規制・緩和手法の検討、土地所有者などへの説明）
防災	<ul style="list-style-type: none"> ・ 首都圏との交通アクセス性を活かした、首都圏の災害バックアップ機能や企業BCPとしてのサテライト機能の誘致
産業振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山梨大学医学部附属病院との相乗効果を生むメディカル・ライフサイエンス関連企業の誘致 ・ 山梨中央ロジパークとの相乗効果を生む流通・物流ゾーンの形成 ・ 豊富な水資源や長い日照時間、周辺の水素関連施設の動向を踏まえた再生可能エネルギー関連施設・設備の誘致 ・ 高付加価値の創出が期待される企業の集積に向けたPR
自然環境・エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣自治体とも連携した水素エネルギーを活用したまちづくりの波及効果の拡大 ・ 環境配慮やESG投資の高まりを踏まえた、ゼロカーボンシティへの取り組みの推進
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ リニア駅との近接性、自然環境を活かした多様な暮らしの確保 ・ 誘致する企業や研究施設などで働く従業員の住まい、生活支援機能の確保（医療・教育環境の向上）
観光	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高い交通利便性と豊かな地域資源を活用した観光客の集客 ・ 商業機能などを中心としたにぎわいの創生による交流人口の拡大

2 コンセプト・ポリシーの位置づけ

■ コンセプト・ポリシーの考え方

本市のポテンシャルを踏まえ、検討ゾーンの目指す姿を示す『コンセプト』と、目指す姿の方針を示す『ポリシー』を設定し、ポリシーについては、「中央市リニア活用基本構想」（リニア開業を見据えたまちづくりの基本的な考え方などを整理）の3つの柱である【交流】【暮らし】【活力】の視点で整理しました。



■ コンセプト・ポリシーの活用イメージ

- リニア開業がもたらす波及効果をPRしつつ、地域とともにリニア活用の機運醸成を図る (Promote the spillover effects of the Shinkansen opening and foster the momentum for Shinkansen utilization together with the region)
- 土地所有者および市民への開発方針の理解につなげる (Lead to understanding of the development policy among landowners and citizens)
- 民間事業者などに対して開発の方向性を発信する (Communicate the direction of development to private business operators, etc.)

コンセプト設定の3つのPOINT



分かりやすさ



中央市らしさ



民間事業者などに向けたメッセージ

交流と活力が織りなす 彩り豊かな“産業未来都市” 中央市

交流が
生む彩り

民間活力の導入も見据え、地域のシンボルとなる交流機能を核に、周辺との機能連携・相互補完による**にぎわいと交流を生み出すまちづくり**を目指します。

暮らしが
生む彩り

山梨大学医学部附属病院と連携し、医療意識の高揚を図ることによる健康づくり、田園や山並み風景とも調和した環境形成による心の安らぎ、脱炭素社会への貢献による持続可能な未来への安心を築くことで暮らしの満足度を向上させ、市民の**ウェルビーイングを高めるまちづくり**を目指します。

活力が
生む彩り

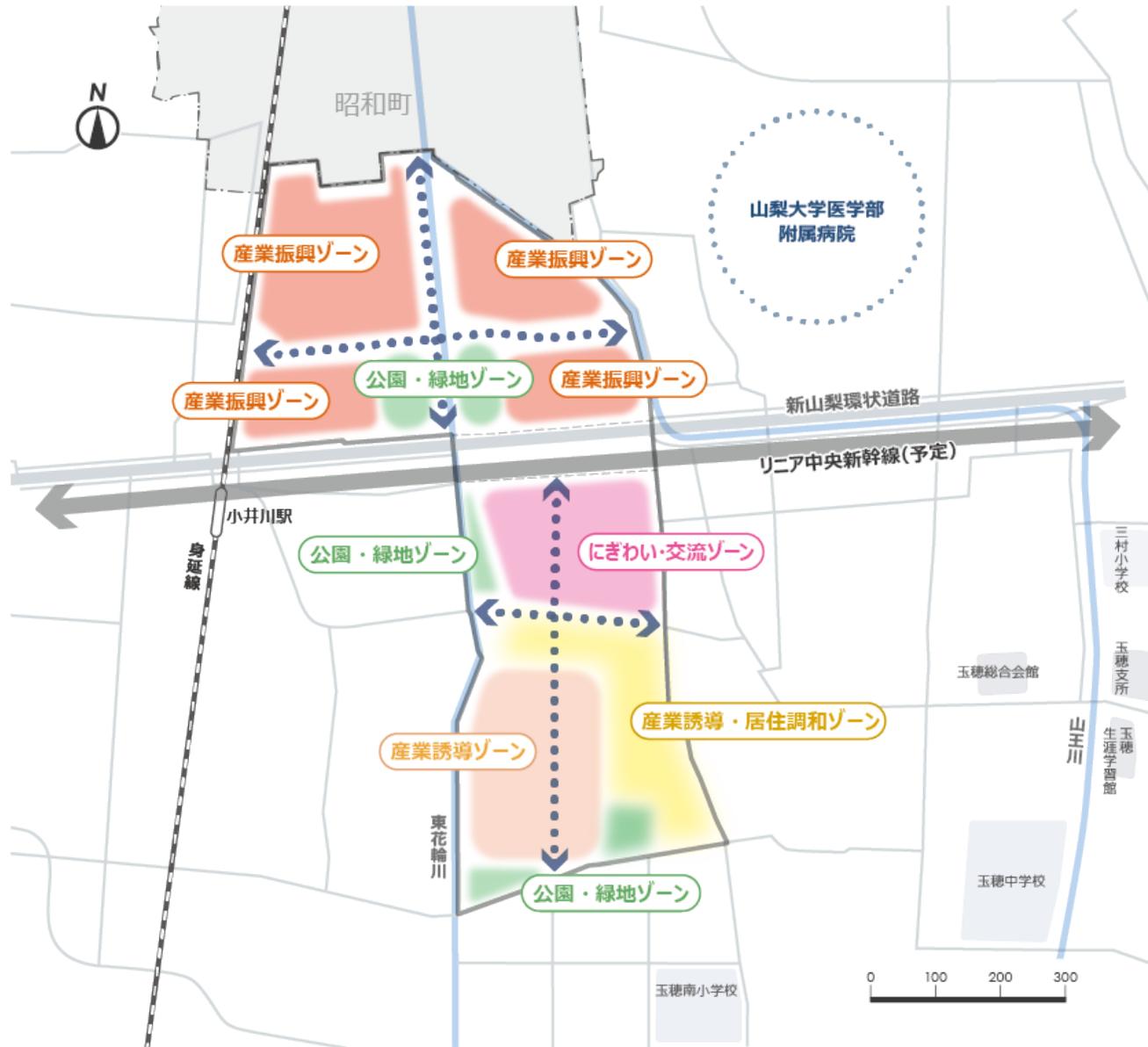
リニア山梨県駅と山梨県の米倉山次世代エネルギーシステム研究開発ビレッジ「Nesrad（ネスラド）」との中間に位置する立地ポテンシャルを活かして、周辺の工業団地とも一体となった**産業振興のまちづくり**を目指します。

4 まちづくり方針図 -リニア中央新幹線山梨県駅（仮称）周辺エリア-



凡例	ゾーン名	主なまちづくり方針
	にぎわい・交流	幹線道路沿いである特性や既存市街地との連担性を考慮して、日常的な利用や交流人口の拡大を促す商業・レジャー機能を誘導するゾーンなど
	産業振興	南側に位置する山梨ビジネスパークや山梨中央ロジパーク、北側に位置する国母工業団地との連担性を考慮した産業振興を促すゾーンなど
	産業誘導	企業ニーズや周辺の開発需要に応じて産業の誘導を図るゾーン
	産業誘導・居住調和	既存集落との調和を図りながら、企業ニーズにより産業の誘導を図るゾーン（都市計画法第34条条例の予定指定区域）
	流通・物流	山梨中央ロジパークと連携した流通・物流ゾーン
	リニア	リニア中央新幹線の保守基地などとして計画されているゾーン
	公園・緑地	地域住民の交流を促すとともに、公園、緑地、雨水抑制施設の整備を検討するゾーン（ただし、開発需要、事業手法に応じて整備位置を検討）
	主要道路	

4 まちづくり方針図 -山梨大学医学部附属病院周辺エリア-



凡例	ゾーン名	主なまちづくり方針
	にぎわい・交流	幹線道路沿いである特性や既存市街地との連担性を考慮して、日常的な利用や交流人口の拡大を促す商業・レジャー機能を誘導するゾーンなど
	産業振興	山梨大学医学部附属病院に隣接する立地特性から、主にメディカル・ライフサイエンス系の産業振興を促すゾーンなど
	産業誘導	企業ニーズや周辺の開発需要に応じて産業の誘導を図るゾーン
	産業誘導・居住調和	既存集落との調和を図りながら、企業ニーズにより産業の誘導を図るゾーン（都市計画法第34条条例の予定指定区域）
	公園・緑地	地域住民の交流を促すとともに、公園、緑地、雨水抑制施設の整備を検討するゾーン（ただし、開発需要、事業手法に応じて整備位置を検討）
	主要道路	

1 行動計画一覧

「VI 目指す姿」では、本ゾーンにおけるまちづくりのコンセプト及びポリシーを設定し、特に重視するポイント [強み×機会] = 重点事項として分野別に整理しました。本章では、目指す姿の実現に向けて、まず優先的に進める地域未来投資促進法を活用した取り組みのほか、整理した7つの分野別に行動計画をまとめました。取り組みの時期については、「I はじめに」で示した目標年次（ロードマップ）の考え方に従います。まずは、リニア開業を逃さないように、ファーストステップ [準備段階] として3年を目安に取り組みを進めます。

分野	重点的に展開する施策	具体的な取り組み	主な所管課
全戦略	 地域未来投資促進法を活用した取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 重点促進区域の検討、設定 県・国との協議 	まちづくり推進課
交通戦略	 リニア開業効果を波及させる幹線道路網の整備推進	<ul style="list-style-type: none"> 主要道路の改善・整備推進 ゾーン内の主要道路の整備推進 	建設課 まちづくり推進課
	 公共交通機関の利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> JR身延線既存駅の交通結節機能の強化 	企画課
	 持続可能な二次交通の確保	<ul style="list-style-type: none"> 多様な交通手段の確保 	企画課 産業課
基盤整備戦略	 計画的な市街地整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> 地域特性に応じた開発手法の検討 用途地域などの見直し検討 市街化調整区域内既存集落地の適正な土地利用の誘導 	まちづくり推進課
	 強靱・持続・安全な上下水道事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> 中央市新水道ビジョンの改定 市街化調整区域の汚水処理方法の検討 	上下水道課
防災戦略	 災害に強い防災まちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 災害に強い防災体制の整備 浸水想定区域の内水氾濫対策の推進 	危機管理課 建設課 まちづくり推進課 産業課

1 行動計画一覧

分野	重点的に展開する施策	具体的な取り組み	主な所管課
産業振興戦略	 立地特性を活かした企業誘致	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内・県外企業の誘致検討 ・ 山梨大学医学部附属病院との連携 ・ メディカル・ライフサイエンス関連企業・医療機関の誘致検討 ・ 新たな流通・物流ゾーンの形成 ・ 水素関連技術の拡大に貢献する企業の誘致検討 ・ 大都市圏とのつながりの強化 	まちづくり推進課
	 農業振興の維持・向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担い手の確保・育成 	産業課
	 産業振興の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 迅速な企業対応とつながりの強化 	まちづくり推進課
エネルギー・環境戦略	 カーボンニュートラルの実現に向けた取り組み推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ ESG投資の誘導 ・ グリーンエネルギーの活用推進 ・ GHG（温室効果ガス）吸収源対策の推進 	市民環境課 まちづくり推進課
生活環境戦略	 暮らしやすい住環境の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・ ウォーカブルな空間の形成 ・ 計画的な開発による良好な居住環境の整備 ・ 開発需要に応じた公園緑地歩道などの整備 	まちづくり推進課
	 多様な暮らし方の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移住・二地域居住の促進 	政策秘書課 まちづくり推進課
観光戦略	 にぎわいの創生による交流人口の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商業機能の誘致 ・ リニア山梨県駅からの移動手段の確保 ・ 地域特性に応じた宿泊施設の誘致 	企画課 まちづくり推進課 産業課
	 本市の特徴を活かした観光資源の充実・PR	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域資源の活用と新たな観光資源の開発 	産業課

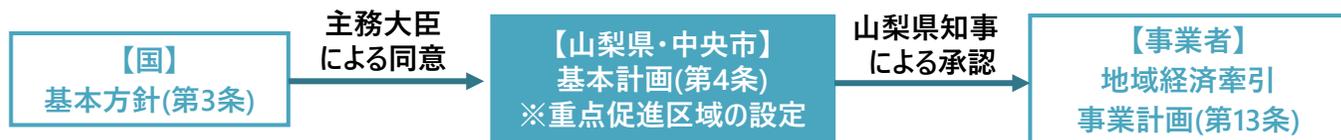
2 地域未来投資促進法による取り組み

地域未来投資促進法を活用した取り組み

本市において、土地利用に関する規制が大きな課題であり、規制の緩和策として、官民連携による「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（通称、地域未来投資促進法）」を活用した土地利用を推進していきます。その一環として、令和5年12月に「中央市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例」を制定し、事業者への税制支援を行っております。

地域未来投資促進法の概要

「地域未来投資促進法」とは、地域の特性を活かして、高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす「地域経済牽引事業」を促進することを目的とした法律です。国から同意を受け、市町村・県が作成した「基本計画」に基づき、事業者が作成する「地域経済牽引事業計画」を、県知事が承認された後、事業者が主体となって、事業展開されます。本県の場合、「ものづくり」「物流」「観光」の各分野で策定されています。



地域未来投資促進法に基づく支援措置（規制の特例措置など）

県・市町村が定める基本計画において、重点促進区域が設定されており、当該基本計画に基づき市町村が土地利用調整計画を策定している場合、支援措置として、以下の特例措置などを受けることができます。

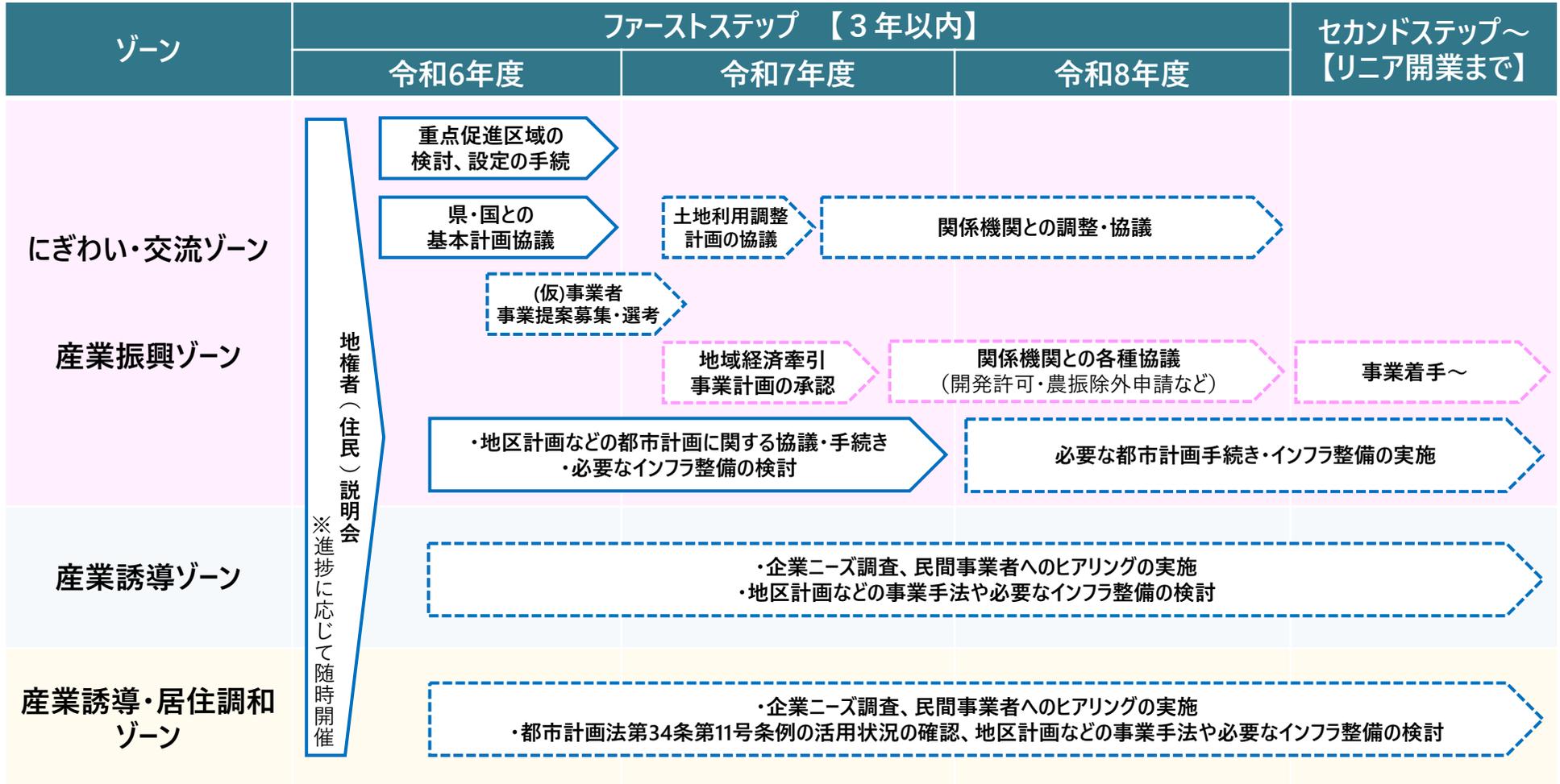
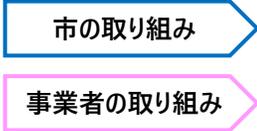
- ・ 農地転用許可などの手続きに関する配慮
- ・ 市街化調整区域の開発許可の手続きに関する配慮

（活用事例）地域未来投資促進法に基づく「やまなし未来物流等推進計画」

中央市の重点促進区域	・ 成島字下河原、成島字壱町田、成島字土井、乙黒字五反田、乙黒字神明窪、乙黒字上河原（6区域 約20ha）
活用事例	・ 検討ゾーンに位置する山梨中央ロジパークは、山梨県基本計画における物流分野での計画において、地域未来投資促進法の支援措置を受けた施設となっています。

【イメージ】 地域未来投資促進法によるロードマップ

まずは、ファーストステップにおける短期的な取り組みとして、「地域未来投資促進法」による事業者の地域経済牽引事業の促進を目指して、市は、事業者との連携を図り、県や近隣自治体など、関係機関との必要な協議を進めていきます。



※イメージであり、企業ニーズやリニア開業時期などにより、内容が変更になる可能性があります。

3 具体的な取り組み -交通戦略-



リニア開業効果を波及させる幹線道路網の整備推進

主要道路の改善・整備推進

建設課

まちづくり推進課

- 玉穂中央通り線の整備推進（県との連携）
- シルクラインの延伸（構想）の検討（国道 140 号から玉穂地区を結ぶ構想路線の検討）

ファーストステップ 【3年以内】	セカンドステップ 【リニア開業まで】	サードステップ 【リニア開業後】
---------------------	-----------------------	---------------------

国・県との協議 → 国・県と連携した整備の推進

ゾーン内の主要道路の整備推進

建設課

まちづくり推進課

- 産業系施設の立地を促進させる大型車通行可能道路の整備促進
- 周辺道路とのアクセス性を考慮したゾーン内道路の整備促進

ファーストステップ 【3年以内】	セカンドステップ 【リニア開業まで】	サードステップ 【リニア開業後】
---------------------	-----------------------	---------------------

開発需要に応じた検討 → 開発手法に応じた整備の推進



公共交通機関の利便性の向上

JR身延線既存駅の交通結節機能の強化

企画課

- JR身延線東花輪駅、小井川駅の交通結節機能の強化策の検討
- 地域内公共交通との接続やリニア山梨県駅へのアクセス道路、パークアンドライドなどに関する関係機関との協議

ファーストステップ 【3年以内】	セカンドステップ 【リニア開業まで】	サードステップ 【リニア開業後】
---------------------	-----------------------	---------------------

具体化に向けた県・交通事業者などとの協議・検討



持続可能な二次交通の確保

多様な交通手段の確保

企画課

産業課

- 市民や観光客などの交通利便性を高めるための移動手段の確保（タクシー、カーシェアリング、シェアサイクルなど）
- シームレスな二次交通に向けた二次交通事業者との調整

ファーストステップ 【3年以内】	セカンドステップ 【リニア開業まで】	サードステップ 【リニア開業後】
---------------------	-----------------------	---------------------

具体化に向けた協議・検討 → 交通手段の充実

3 具体的な取り組み - 基盤整備戦略 -

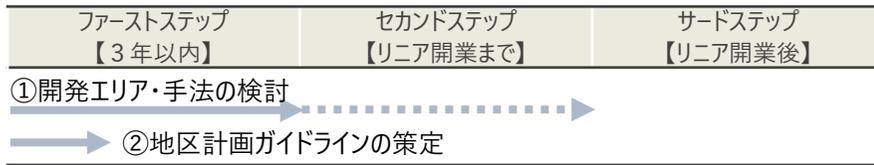


計画的な市街地整備の推進

地域特性に応じた開発手法の検討

まちづくり推進課

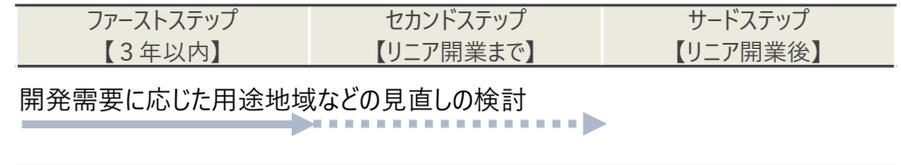
- 地区計画、土地区画整理事業、地域未来投資促進法などによる計画的な市街地整備の検討：①
- 地区計画のガイドライン（運用要綱）の策定：②



用途地域などの見直し検討

まちづくり推進課

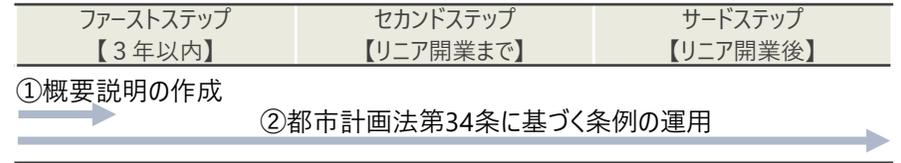
- 地域や事業者のニーズにあった適切な用途地域への見直しの検討
- 農振農用地区域について、農地種別や耕作状況、開発計画などに応じて開発の可能性の検討



市街化調整区域内既存集落地の適正な土地利用の誘導

まちづくり推進課

- 都市計画法第34条に基づく条例の要件などの概要説明の作成：①
- 都市計画法第34条に基づく条例の活用：②



強靱・持続・安全な上下水道事業の推進

中央市新水道ビジョンの改定

上下水道課

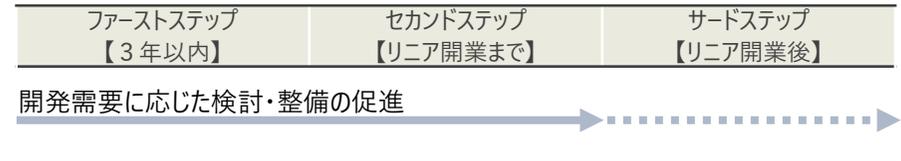
- 水道事業経営の基本方針と将来像を見据えた事業計画などの策定：①
- 水利用に対応するための配水体制の整備：②



市街化調整区域の汚水処理方法の検討

上下水道課

- 公共下水道、合併処理浄化槽などの適切な汚水処理方法の検討と整備の促進



3 具体的な取り組み —防災戦略—



災害に強い防災まちづくりの推進

災害に強い防災体制の整備

危機管理課

- 災害に強い庁内体制の整備：①
- 液状化や周辺河川の洪水に対する危険性への対応策の検討：①
- 中小河川を含む河川の浸水想定結果（想定最大浸水深、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域）の更新：②
- 南海トラフ地震における震度分布、液状化危険度結果の反映：②
- 災害警戒レベルの更新、水害時の避難の心得の追加、避難所一覧の更新、マイ・タイムラインの追加など：②
- 令和6・7年度において、浸水深が深い、浸水継続時間が長いなど危険性がある自治会への説明会の開催：②
- 中央市防災マニュアル更新に伴う避難行動及び危険個所などの周知：③
- 台風などによる洪水発生時における住民の避難行動の徹底：③
- 市民・自主防災組織・事業者・消防団などの関係団体との連携：③
- 南海トラフ地震に対し、建物の耐震化、家具の固定及び水食料の備蓄の推進：③

ファーストステップ 【3年以内】	セカンドステップ 【リニア開業まで】	サードステップ 【リニア開業後】
---------------------	-----------------------	---------------------

① 庁内体制の強化・対応策の検討

② ハザード情報の更新など（令和6・7年度に自治会への説明会の開催）

③ 自助・共助の取り組み推進

浸水想定区域の内水氾濫対策の推進

建設課

まちづくり推進課

産業課

- 河川改修の促進や上流市町村との調整、流域全体での土地利用調整などの協力体制による雨水流出抑制の促進：①
- 高い保水力を持つ水田など農地の計画的な保全：②
- 開発に伴う調整池の設置による雨水流出量の抑制：②
- 土地利用における想定浸水深を踏まえた公共盛土の調達検討：②
- 公共施設や各戸への雨水貯留施設・浸透枳・緑地の設置：③

ファーストステップ 【3年以内】	セカンドステップ 【リニア開業まで】	サードステップ 【リニア開業後】
---------------------	-----------------------	---------------------

① 協力体制の強化・取り組み

② 開発需要に応じた検討

③ 住宅開発に応じた検討・取り組み

3 具体的な取り組み - 産業振興戦略 -

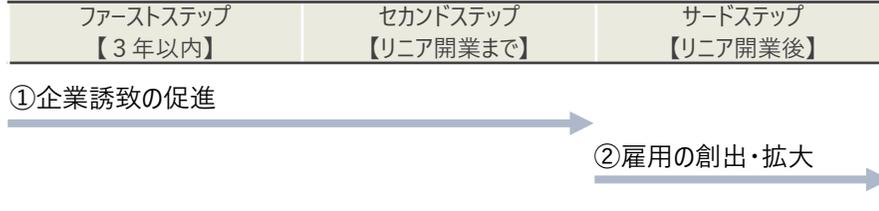


立地特性を活かした企業誘致 [1/2]

県内・県外企業の誘致検討

まちづくり推進課

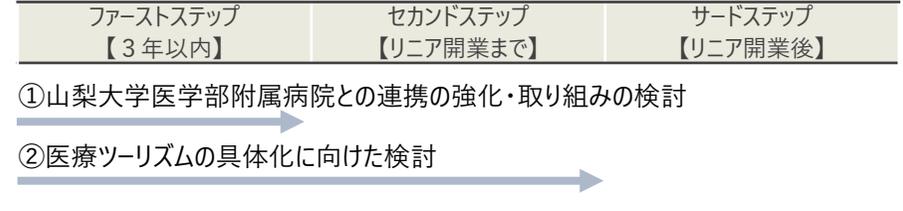
- 工業団地、流通センターなどの団体との情報共有、情報収集の積極的な実施及び進出希望企業の動向の把握：①
- 中央市産業立地事業助成金などを活用した企業誘致の促進：②
- 雇用の創出による地域経済の活性化：②



山梨大学医学部附属病院との連携

まちづくり推進課

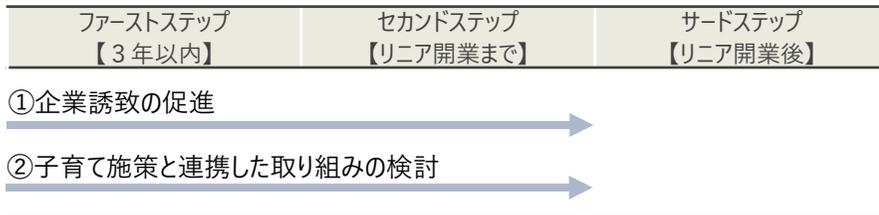
- 山梨大学医学部附属病院を拠点とした医療産業の集積の検討：①
- 産官学連携による新たな地域産業の育成：①
- 医療ツーリズムによる産業振興の検討：②



メディカル・ライフサイエンス関連企業・医療機関の誘致検討

まちづくり推進課

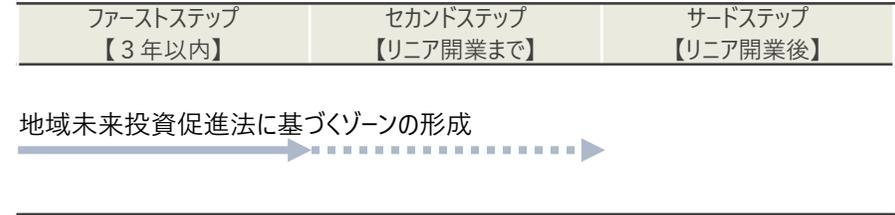
- 山梨大学医学部附属病院周辺エリアにおけるメディカル・ライフサイエンス系企業、研究機関、教育機関（医療系の専門学校など）、医療施設などの誘致の検討：①
- 小児医療の充実、こども病院（クリニック）の誘致の検討：①②



新たな流通・物流ゾーンの形成

まちづくり推進課

- 「山梨県物流等基本計画」に基づく新たな流通・物流ゾーンの形成（成島・乙黒周辺）



3 具体的な取り組み - 産業振興戦略 -



立地特性を活かした企業誘致 [2/2]

水素関連技術の拡大に貢献する企業の誘致検討

まちづくり推進課

- 再生可能エネルギー関連施設の誘致の検討
- 山梨県が掲げる先端技術や研究のテストベッド（実証実験の場）の誘致の検討

ファーストステップ 【3年以内】	セカンドステップ 【リニア開業まで】	サードステップ 【リニア開業後】
---------------------	-----------------------	---------------------

山梨県や近隣自治体と連携した取り組みの検討

大都市圏とのつながりの強化

まちづくり推進課

- 首都圏の通勤圏になるメリットや情報ネットワークを活かした機能移転の促進（企業の本社機能移転、従業員の転入促進など）
- 公的機能も含めた首都圏バックアップ機能の促進
- 首都圏企業の一部機能の誘致
- 首都圏及び中部圏との結びつきが強まることによる新たな企業立地の促進（工業施設、研究施設、物流施設、集客施設、観光施設など）

ファーストステップ 【3年以内】	セカンドステップ 【リニア開業まで】	サードステップ 【リニア開業後】
---------------------	-----------------------	---------------------

大都市圏との繋がりの方のあり方の検討・取り組みの推進



農業振興の維持・向上

担い手の確保・育成

産業課

- 最先端のロボット技術やICTを活用したスマート農業の普及推進：①
- 農業へのインターンシップの導入、農地斡旋、農業環境づくりなど、団塊世代などの新規就農者の確保と受け入れ体制の強化：②
- 新規就農者、認定農業者、エコファーマーへの支援の実施：②

ファーストステップ 【3年以内】	セカンドステップ 【リニア開業まで】	サードステップ 【リニア開業後】
---------------------	-----------------------	---------------------

①スマート農業の普及推進

②担い手の確保に向けた取り組みの推進



産業振興の推進

迅速な企業対応とつながりの強化

まちづくり推進課

- 企業訪問の実施、事業者との接点の強化：①
- ビジネス展開に向けたニーズの把握：①
- 企業の要望に対してスピーディーに対応する体制づくり：①
- 起業優遇策としての奨励金制度や人材確保に向けた支援の実施：②

ファーストステップ 【3年以内】	セカンドステップ 【リニア開業まで】	サードステップ 【リニア開業後】
---------------------	-----------------------	---------------------

①事業者のニーズ把握・体制づくり

②ニーズを踏まえた支援策などの検討・推進

3 具体的な取り組み -自然環境・エネルギー戦略-



カーボンニュートラルの実現に向けた取り組み推進

ESG投資の誘導

まちづくり推進課

- PRI（責任投資原則）に基づくESG方針を定めている企業や、具体的な取り組みを行っている企業の積極的な誘致を推進
- 開発事業の資金調達にあたり、グリーンファイナンスを始めとしたESG投資誘導と、金融機関との連携を検討

ファーストステップ 【3年以内】	セカンドステップ 【リニア開業まで】	サードステップ 【リニア開業後】
---------------------	-----------------------	---------------------

ESG投資の誘導を推進

グリーンエネルギーの活用推進

市民環境課

- 「ゼロカーボンシティ」宣言に基づく官民が連携した再生可能エネルギーの導入や資源の有効活用策の推進に向けた体制づくりの検討：①
- 「第2次中央市環境基本計画・後期計画」に基づく新エネルギーの活用推進：②
- バイオマスエネルギー（廃棄物の再資源化、木質系バイオマスのチップ化、生ごみの堆肥化など）、公共施設の新エネルギー（太陽光発電、地下水利用ヒートポンプ、小水力発電など）の導入の検討：②
- グリーンエネルギー利用状況の可視化の検討：②
- 新モビリティのグリーンエネルギー利用の検討：②

ファーストステップ 【3年以内】	セカンドステップ 【リニア開業まで】	サードステップ 【リニア開業後】
---------------------	-----------------------	---------------------

①グリーンエネルギーの活用推進に向けた体制づくりの検討（近隣自治体との連携など）

②具体的な取り組みの検討

GHG（温室効果ガス）吸収源対策の推進

市民環境課

- 主要公共施設、民間施設などの温室効果ガスの削減
- 緑化や木材利用によるCO2吸収・固定量の可視化の検討
- 木材、CO2吸収新素材の積極的な活用を検討
- 環境配慮型車両の導入促進

ファーストステップ 【3年以内】	セカンドステップ 【リニア開業まで】	サードステップ 【リニア開業後】
---------------------	-----------------------	---------------------

GHG（温室効果ガス）吸収源対策の推進

3 具体的な取り組み -生活環境戦略-



暮らしやすい住環境の創出

ウォーカブルな空間の形成

まちづくり推進課

- 主要生活道路の改善整備、快適な歩行者空間の確保、交通安全対策の推進

ファーストステップ 【3年以内】	セカンドステップ 【リニア開業まで】	サードステップ 【リニア開業後】
---------------------	-----------------------	---------------------

開発需要に応じた検討・整備の推進



開発需要に応じた公園緑地歩道などの整備

まちづくり推進課

- 調整池機能も備えた地域住民の住環境の受皿となる空間整備の検討
- グラウンド公園などのレクリエーション施設の検討

ファーストステップ 【3年以内】	セカンドステップ 【リニア開業まで】	サードステップ 【リニア開業後】
---------------------	-----------------------	---------------------

開発需要に応じた検討・整備の推進



計画的な開発による良好な居住環境の整備

まちづくり推進課

- リニア開業を見据えた計画的な市街地整備による良質な住宅地の供給の検討

ファーストステップ 【3年以内】	セカンドステップ 【リニア開業まで】	サードステップ 【リニア開業後】
---------------------	-----------------------	---------------------

都市計画法第34条に基づく条例の運用など



多様な暮らし方の推進

移住・二地域居住の促進

政策秘書課

まちづくり推進課

- 本市への移住者のニーズの把握及び移住希望者の支援（空き家の活用など移住につながる制度や支援策の立案）：①
- SNSなどを活用した情報発信の充実及び魅力の発信による移住・定住の促進：①
- サテライトオフィススペースの誘致推進による二地域居住の促進：②
- 首都圏をターゲットとした効果的なPR：③

ファーストステップ 【3年以内】	セカンドステップ 【リニア開業まで】	サードステップ 【リニア開業後】
---------------------	-----------------------	---------------------

①移住・定住の促進



②二地域居住の促進



③リニア開業を強みとするPR



3 具体的な取り組み —観光戦略—



にぎわいの創生による交流人口の拡大

商業機能の誘致

産業課

まちづくり推進課

- 駅から歩いて行ける場所への商業施設の誘致：①
- にぎわい・交流ゾーンにおける事業化検討：①
- 商工会と連携、協力した地域商店への集客策、消費を促す施策の検討及び地域商店の活性化：②

ファーストステップ 【3年以内】	セカンドステップ 【リニア開業まで】	サードステップ 【リニア開業後】
---------------------	-----------------------	---------------------

①商業施設の誘致に向けた支援（土地利用規制の緩和など）

②商工会との活性化策に関する検討、協議

リニア山梨県駅からの移動手段の確保

企画課

産業課

- レンタサイクルやシェアサイクルの整備の推進・誘導
- 様々なニーズに応じたレンタカーの拠点整備の誘導
- 電気自動車専用充電スタンド、燃料電池自動車専用水素ステーションの整備の推進

ファーストステップ 【3年以内】	セカンドステップ 【リニア開業まで】	サードステップ 【リニア開業後】
---------------------	-----------------------	---------------------

官民による取り組みの推進

地域特性に応じた宿泊施設の誘致

まちづくり推進課

- 観光客、大都市圏との繋がりによる出張者などを見据えた宿泊施設の誘致の検討：①
- 外国人向け、都心部からの農業体験に訪れる宿泊者などをターゲットとした宿泊施設の誘致：①
- 山梨大学医学部附属病院と連携した医療ツーリズムの受け皿となる宿泊施設の誘致：②

ファーストステップ 【3年以内】	セカンドステップ 【リニア開業まで】	サードステップ 【リニア開業後】
---------------------	-----------------------	---------------------

①宿泊施設の誘致に向けた支援（土地利用規制の緩和など）

②医療ツーリズムの具体化に向けた協議



本市の特徴を活かした観光資源の充実・PR

地域資源の活用と新たな観光資源の開発

産業課

- 田園からの富士山や南アルプス、ハケ岳などの優れた眺望景観の保全とビューポイントの整備の検討：①
- 既存の地域資源の活用も踏まえた観光案内拠点の整備の検討（例：温泉や農産物直売所など、立ち寄り機能を含む）：①
- 地域のニーズなどを踏まえた新たな観光資源の開発・PR：②

ファーストステップ 【3年以内】	セカンドステップ 【リニア開業まで】	サードステップ 【リニア開業後】
---------------------	-----------------------	---------------------

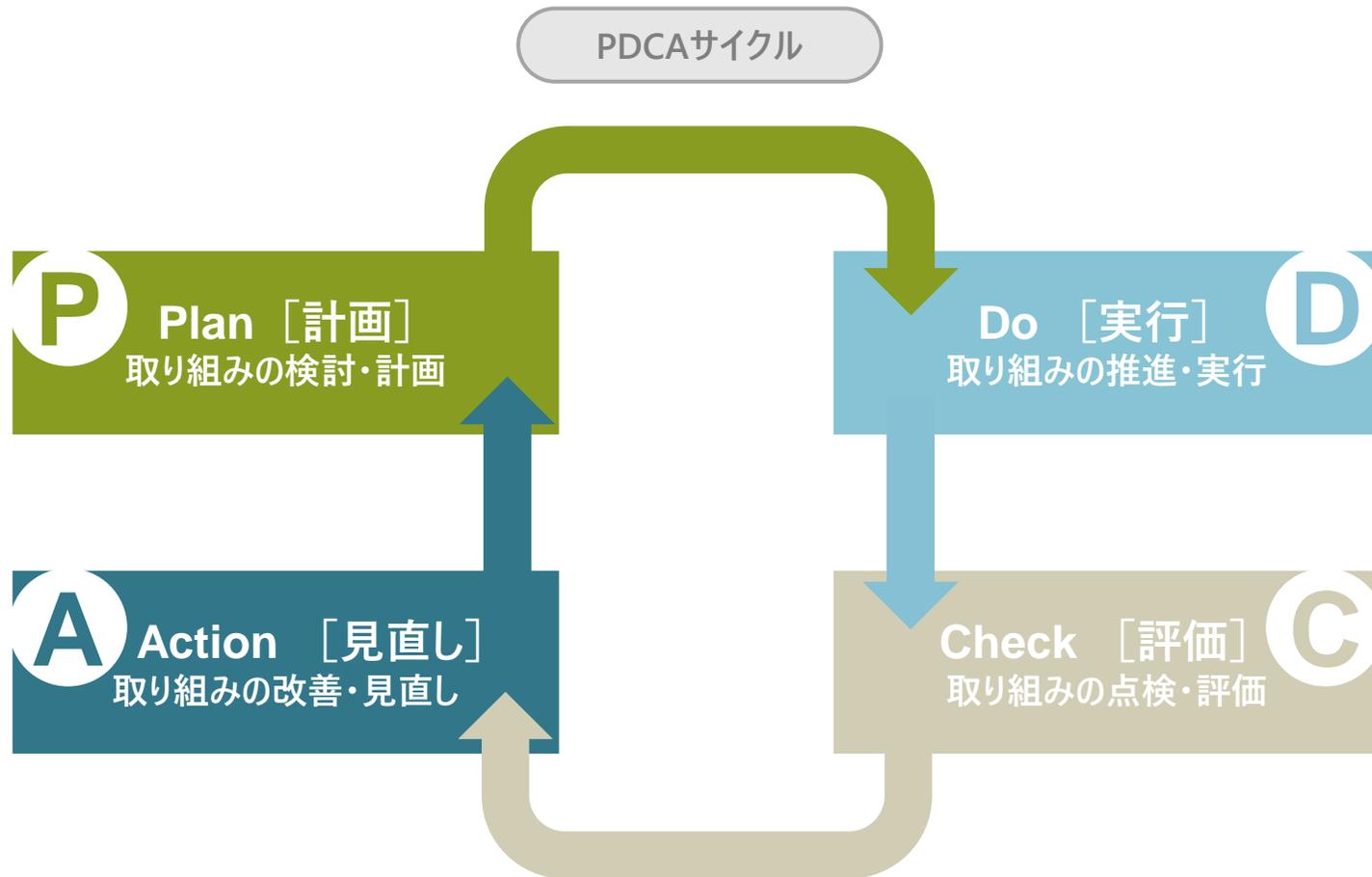
①地域資源の活用の具体化に向けた検討

②観光資源の開発の具体化に向けた検討

1 アクションプランの推進体制

■ 庁内体制・進捗管理

アクションプランの推進にあたっては、各関係部署で引き続き、庁内の連携強化を図るとともに、オール市役所で取り組みを計画的に推進していきます。また、リニア開業時期や企業ニーズなど社会情勢に応じて、アクションプランの必要な見直しを行い、取り巻く環境の変化にスピード感をもって柔軟に対応していきます。



2 中央市まちづくりプロジェクトチーム

中央市まちづくりアクションプランの策定にあたっては、本市の将来像及び長期的な発展に資するまちづくり施策について、総合的・部局横断的に推進するため、中央市まちづくりプロジェクトチームを設置し検討を進めました。

中央市まちづくりプロジェクトチーム設置要綱

令和4年11月1日

訓令第8号

改正 令和5年3月28日訓令第1号

(設置)

第1条 本市の将来像及び長期的な発展に資するまちづくり施策について、総合的に検討し、部局横断的に推進するため、中央市まちづくりプロジェクトチーム(以下「チーム」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 チームは、次に掲げる事項を調査し、及び検討し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) まちづくりに関する検討及び実行計画案の策定に関すること。
- (2) 市街化調整区域内における土地利用に係る検討及び調整に関すること。
- (3) まちづくりに関連する部局間の連絡調整及び連携に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、まちづくりの推進に関し、必要な事項に関すること。

(設置期間)

第3条 チームの設置期間は、設置の日から実行計画案の策定が完了した日までとする。

(組織)

第4条 チームは、プロジェクトリーダー、プロジェクトサブリーダー、プロジェクトメンバーをもって組織する。

- 2 プロジェクトリーダーは副市長とし、プロジェクトサブリーダーは都市計画課長をもって充てる。
- 3 プロジェクトメンバーは、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 プロジェクトリーダーは、会務を総理し、チームを代表する。
- 5 プロジェクトサブリーダーは、プロジェクトリーダーを補佐し、プロジェクトリーダーに事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 チームの会議は、プロジェクトリーダーが必要に応じて招集し、プロジェクトリーダーが議長となる。

2 プロジェクトリーダーは、必要に応じてプロジェクトメンバー以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(中間報告)

第6条 プロジェクトリーダーは、第2条に掲げる事項の調査又は検討状況について、特に必要あると認めるときは、市長に中間報告をするものとする。

(庶務)

第7条 チームの庶務は、企業立地推進室において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、チームの運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(令和5年訓令第1号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

政策秘書課長	企画課長	危機管理課長	福祉課長	建設課長	水道課長	下水道課長
産業課長	市政戦略推進監	環境対策監				

■令和5年度 中央市まちづくりプロジェクトチームメンバー名簿

役職	所属	氏名
プロジェクトリーダー	副市長	赤岡重人
プロジェクトサブリーダー	都市計画課長	田中実
プロジェクトメンバー	政策秘書課長	橋田修
	企画課長	山本由起子
	危機管理課長	青柳健治
	福祉課長	田中竜馬
	建設課長	河西利広
	水道課長	有泉浩貴
	下水道課長	今福恵利
	産業課長	相川浩記
	市政戦略推進監	清水達也
	環境対策監	永棹禎尚
事務局	企業立地推進室	中澤宜彦
		谷村大輔
		佐野慶太

■意見を求めた外部有識者

所属	氏名
早稲田大学理工学術院 教授	佐々木 邦明
山梨大学大学院 准教授	宮川 雅至